その動画と画像投稿しても大丈夫？

公益財団法人宮崎県スポーツ協会
倫理・コンプライアンス委員会

令和７年度版

①原則として、競技者は同意したうえで大会に参加しています。

→競技者は、要項に個人情報、肖像権についての内容が記載していることを確認して申込みます。
※個人情報等に関する相談がある場合は、主催者に問い合わせてください。

②主催者が認めている方のみ動画・画像の撮影・投稿ができます。

→主催者は、どこに（YouTube、Instagram、TikTok、X 等）、誰が投稿しているのかを要項に記載します。

③撮影者は、主催者が認めた場合でも、他の観客の肖像権やその他著作物が動画・画像に含まれていないか十分な注意が必要です。

→認められている方だけでなく、撮影をしている観客の方も動画・画像の投稿には十分注意が必要です。

LINK

悪質なSNS投稿は卑劣な行為です。

NO! スポハラ　NO! スポハラ

私たちは、「スポハラ」のないスポーツ界を目指します。